

令和5年

第1回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和5年1月25日 午後1時30分から
場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池雅美	9番 鈴木洋有
2番 青木貞治	10番 吉川正
3番 二宮賢一	11番 添田政夫
5番 古正輝子	12番 加藤正和
6番 平原則子	13番 柳田孝
7番 竹内欣也	15番 近藤剛司
8番 石井雅浩	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

5番 古正輝子

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席した書記

事務局長 山口信彦
書記 藤野陽平、久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について

議案第2号 非農地証明交付申請の承認について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和5年第1回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、1番安池雅美委員と2番青木貞治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」は議案書2ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。大磯町長より令和5年1月17日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

まず、最初に1番より説明します。

事務局 《議案第1号1番を朗読・説明》

書記 議案第1号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の農業振興地域内農用地の露地畑です。借り手は公益社団法人神奈川県農業公社で「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく新規の利用権設定となります。配分先は、町内在住の「かながわ農業サポーター」の方で、当該農地を借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月11日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番石井です。議案第1号1番の農地について、1月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を「かながわ農業サポーター」が借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と遊休化防止が図られるとのことですね。

それでは、議案第1号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 賃借料は面積に応じて決定したのですか。

書記 公益社団法人神奈川県農業公社の中間管理事業においては、町の平均単価を基準として考えるものとしているため、その単価に基づいて面積割で求めています。

委員 農業公社が、農地を借り受けて、かながわ農業サポーターの方に貸し付けているのですか。

書記 中間管理事業の制度は、農地の出し手と借り手が直接やりとりをせず、両者の間に農業公社が入って契約を結ぶことで、面倒な手続きの代行を行っていただけます。

委員 新規参入に当たって借り受ける期間は必ず最初は3年なのでしょうか。

書記 3年という期間は原則です。

委員 初めて制度を受けられる方ということですが、農業機械などがないとやっていけないと思いますが、所有しているのでしょうか。

書記 かながわ農業サポーター制度を受けるにあたり自分自身で農機具を準備しています。

委員 かながわ農業サポーターを修了した4年目から1,000㎡から3,000㎡までの面積要件が課されるのでしょうか。

書記 かながわ農業サポーターの修了後に大磯町で新規就農すれば、1,000㎡から3,000㎡の農地を借りることができます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第1号1番は原案のとおり決定いたしました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第1号2番を朗読・説明》

書記 議案第1号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は生沢地区の市街化調整区域の町道と河川に挟まれた露地畑です。借り手は昨年に新規就農した町外の方で、今回は1回目の再設定となります。当該農地を借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月11日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番竹内です。議案第1号2番の農地について、1月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を新規就農者が継続して借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と遊休化防止が図られるとのことですね。

それでは、議案第1号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 今回の農地の使用貸借は解除条件付の利用権設定となっていますが、詳しい説明をお願いします。

書記 農業には専業農家と兼業農家があるように、新規参入者も専業農家として就農したい方もいれば、週末農業（年間150日未満の農業従事日数）を希望する方がいます。このような方に対応するために、昨年、「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」を定めて、解除条件付きであれば新規参入を認めるようにしました。

農業資格がある方が農業に常時従事しなくても、農地のすべてを効率的に耕作し、地

域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行えば利用権設定を受けることができ、他の仕事で収入を得ながら農業をすることができます。

なお、解除条件付きの場合、毎年6月に農地の利用状況報告書を提出する義務や耕作を放棄して周辺地域の農業に支障を与えたりした場合は利用権設定を解除することができます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第1号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第1号2番は原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第1号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

《議案第2号1番を朗読》

書記 議案第2号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、隣接する土地に住宅が建った時より庭地となり現在に至っていますが、面積や形状から農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、1月11日に月京地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした月京地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番竹内です。議案第2号1番の農地について、1月11日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は宅地の一部となっており農地性がない状況であることを確認しました。ま

た、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は1 m程度の幅で荒れた状態ですが、非農地として承認された場合、現況のままが良いのか、それとも整備しなければならないのでしょうか。

書記 非農地証明に関しては、現況が農地性の無い土地または農地復元をしても面積や形状により農地として活用が困難である土地については、現状のまま地目変更して地目が農地でなくなれば、宅地の一部として扱われるので整備する必要はありません。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第2号1番の申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書4ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の4ページと5ページをご覧ください。

まず、最初に1番より説明します。

《議案第3号1番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

なお、当該農地について、馬場地区担当の吉川委員及び事務局で1月11日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした馬場地区担当の吉川委員から説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番吉川です。議案第3号1番の農地について、1月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は農地所有者の自宅敷地内及び公道と住宅に囲まれた市街化区域の露地畑ですが、どちらもきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第3号1番について、原案のとおり決定しました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

《議案第3号2番を朗読》

書記 2番の農地について、西小磯地区担当の添田委員及び事務局で1月11日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第3号2番の農地について、1月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地2筆は、一体となったビニールハウスですが、きちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 資料中の免除年月日が過去の日付となっていますが、これは過去に遡って行なうものですか。

書記 相続手続きは農地所有者の死亡日から10ヶ月以内に所轄の税務署に相続の届出を行なうこととなっているため、納税猶予台帳では申告日ではなく死亡日から換算して10ヶ月後を猶予免除日としているため差が生じることもあり、そのため過去の日付となってしまう場合もあります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第3号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第3号2番について、原案のとおり決定しました。
以上で議案第3号を終わります。
なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案5ページの3件でございます。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページから7ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の

6 ページから 9 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 2 号 1 番から 4 番を朗読》

書記 報告第 2 号 1 番から 4 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 2 号 1 番から 4 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和 5 年第 1 回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 1 0 分)